

# 資料2

## 「基本計画」策定に必要な検討事項

---

国土交通省 土地・建設産業局  
建設市場整備課  
平成25年12月

## 2-1 基本計画の検討(今回で検討すべき点)

基本計画の策定

第1回

8月6日

- ・これまでの検討事項の整理
- ・今年度の検討事項について

第2回

12月4日

- 1 システムに蓄積された『工事履歴』情報を開示する範囲について  
／基本計画書(案) 2. 1.
- 2 システムに蓄積された情報の提供について(利用を認める情報の範囲)  
／基本計画書(案) 3. 3. 1. ~3. 3. 5.
- 3 民間サービスとの棲み分け  
／基本計画書(案) 3. 3. 4.

第3回以降

基本計画の取りまとめ

- セキュリティの確保
- 開発主体、運営主体

基本計画を基に検討することとなるため、具体的な検討は来年度以降

## 2-2 基本計画の検討 基本計画(案)2. 1.

システムに蓄積された『工事履歴』情報を開示する範囲について（※技能労働者の就労状況を時間単位で把握し、蓄積されることが前提）  
「工事履歴」としてシステムに記録する情報に“技能者”や“事業者”が公開したくない情報が含まれることはあるのか。含まれるとすれば、具体的にどの情報が該当するのか。

※ 工事契約によっては、契約に関する情報の公表を禁止するものがある。

### マスタ情報とは

四項目の蓄積した技能情報を区分・管理するための基礎情報として本システムに入力、保持する情報である。  
見える化システムでは『建設技能労働者』『建設事業者』『建設工事現場』『建設工事請負契約』  
を個別に区分認識するための最小限の入力情報で、かつ変更が生じる頻度が低い情報を入力し、それぞれユニークなコードを登録番号として付与する。

マスタ情報により個別に区分認識

マスタ情報  
『建設技能労働者』の情報  
『建設事業者』の情報  
『建設工事現場』の情報  
『建設工事請負契約』の情報



四項目の技能情報  
『工事履歴』  
『資格』  
『研修受講履歴』  
『社会保険』



マスタ情報により区分認識された項目に技能情報を投入することで、  
**特定の情報検索、特定項目の情報提供等**の活用が可能となる。

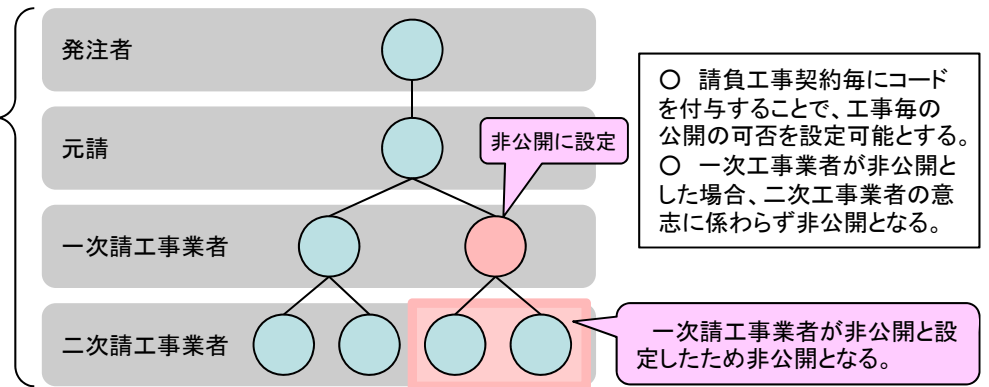
☆ 工事・契約に関する“マスタ情報”については、個々の入力事項ごとに公開、非公開の属性を持たせる。

- ⇒ 公開・非公開の設定は、該当工事現場に関係する元請会社、一次以下の下請会社が設定できるものとする。
- ⇒ 技能労働者が従事した工事現場に係わる元請会社、一次以下の下請会社のうち一社でも非公開と設定したものは非公開とする。
- ⇒ 非公開属性の情報は、システム上一切表示されない。（非公開と設定したもの又はその上位次数の者のアクセス時には表示。）

### 留意事項

- ・ 属性設定のミスによる情報漏洩（設定ミス時の責任所在を明記する。）
- ・ 無制限な非公開属性設定の規制

事業者毎の建設工事請負契約にコードを付与



工事履歴情報のうち、公表したくない事項について選択的に「非公表(システム上表示しない)」とする機能を用意する。

- 非公表とする情報であっても、情報の入力自体は求める。
- 非公表情報であっても、個人履歴の集計対象とする。

## 2-3 基本計画の検討 基本計画(案)3.3.1.~3.3.5.

### システム利用者への情報提供について

蓄積した情報を利用させる場合に、どのような取り扱いが必要となるか。

システムに蓄積した情報の利用時の条件(提供する情報の種類、情報の提供方法)は、利用する者によって異なるようにすべき。

| 情報提供対象者の区分  | 提供する情報の種類   | 情報提供の方法   | 備考  |
|---|---|---|---|
| ① 技能労働者本人<br>(自分の関係する情報に限る)                         | <p>情報に「非公開」属性の設定されている情報以外については、原則として全ての情報を利用可能とする。</p> <p>非公開情報については、非公開属性を設定した者に限り利用可能とする。(非公開情報に関係する技能者については、非公開情報が存在することのみ通知する。)</p> | <p>① Web経由による利用サイトへのアクセス</p> <p>② システム管理者窓口での情報請求<br/>⇒ あらかじめ規定した書式によるプリント資料を提供(紙資料のみ)</p> <p>③ システム管理者窓口での情報請求<br/>⇒ あらかじめ規定した書式によるデータを提供(メディアによる提供のみ)</p> | <p>自らの蓄積情報をシステムに入力する際には、既入力事項を参照することができる。</p> <p>窓口の設置状況により郵送による提供も考慮</p> |
| ② 元請業者、所属会社<br>(自社の関係する情報(自社の管理する工事現場に関する情報を含む)に限る) |   |   |   |
| ③ 上記以外  | <p>情報に「非公開」属性の設定されている情報は一切表示しない。</p> <p>これ以外については公開にそぐわない情報を除き、基本的には全ての情報を利用可能とする。</p>  |   |   |

システム利用者の蓄積情報の利用は、自らの関係する情報については原則制限なし。業務上利用についても同様の扱いとする。これ以外の利用については、原則公開を基本に、公開にそぐわない情報の範囲については開発システムの運用の詳細を決定する際に検討。

## 2-4 基本計画の検討 基本計画(案)3.3.4.

### 民間サービスとの棲み分け

見える化システムにおいては、既存の民間の就労状況管理システムとの間で、機能的な重複が生じないようシステムを構築する。現在民間で提供しているサービス相当の機能の利用を希望する場合は、該当する民間サービスを利用する。

#### 基本方針

基本計画書において見える化の基本方針として

- ① 本システムの利用により、これを利用する建設工事業者並びに建設技能労働者に対して、技能労働者情報の管理業務における新たな利便性を提供すること。
- ② 本システムに蓄積される建設技能労働者の技能に関する情報については、その内容の真正性を確保すること。
- ③ 個人情報を適切に保護すること。
- ④ 登録情報に変更・追加等がある毎にデータの入力・更新が着実に行われること。
- ⑤ 利用者メリットに見合ったシステム利用コスト及びシステム構築・運用コストとすること。

運用当初は、蓄積される情報について、所属会社や資格管理団体が確認を行い、これを表示することで一定の真正性を確保する。

将来的には他のDBと連携することで、民間のシステムでは達成できない蓄積情報の真正性を確保する。

民間では難しい情報の真正性を確保し、民間との差別化を図る。

#### 相互利用

資格等DB、既存ASP、本システムによる業界全体でのデータ相互利用を図ることで、

- 本システムでは資格等DBにより真正性を確保した情報を蓄積
- 民間ASPでは本システムで蓄積した情報を取得することが可能となる。
- 利用者は**真正性の確保**された情報で**作業員名簿等の出力**ができる。

本システムが仲介することで業界全体を一つにまとめたシステムを構成

#### 民間ASPとの競合

民間サービスと競合した場合には、提供するサービス内容の拡張、改善、更新頻度、利用者サポートなどのサービス内容で競うことになる。

このためには、

- ⇒ システムの高頻度な改修
  - ⇒ ユーザーニーズの的確な把握
- が必要。

民間サービスと同等以上のサービスが提供できない場合は、本システムの競合する機能を利用する者がいなくなる。

利用者の見込めない機能への多額な投資

実現できる機能にフォーカスしたシステム構築を行う。

見える化システムにおいて、民間ASPと重複する機能は実装しない(作業員名簿等の出力は全て民間ASPを利用)。